除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（ヘ）第９３号

東京都渋谷区恵比寿１丁目19番23号
申立人　東邦電気工業株式会社
代表者代表取締役　内田　　滋
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月20日
平成27年４月21日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＭ07275
金額　891,000円
支払期日　平成27年３月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行瓦町支店
振出日　平成26年11月10日
振出地　大阪市
振出人　ダイトエレクトロン株式会社　代表取締役　前　　績行
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５２７号

愛知県清須市新清洲１丁目４番地６
債務者　有限会社ドリームハウス（旧社名有限会社ドリームプロダクト）
代表者取締役　田村　智朗
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟橋　民江
4　破産債権の届出期間　平成27年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月30日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８号

栃木県日光市今市1111番地３、商業登記簿上の本店所在地栃木県日光市今市1170番地５
債務者　株式会社ストーリア
代表者代表取締役　本塩　　忠
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成27年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午後２時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７８号

東京都府中市紅葉丘１丁目５番地28
債務者　東京緑建株式会社
代表者代表取締役　世良　克也
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　大介
4　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１００号

愛知県安城市井杭山町高見５番地16
債務者　有限会社三真
代表者取締役　中路　貴之
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白濱　重人
4　破産債権の届出期間　平成27年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３９８号

大阪市中央区安土町１丁目５番１号
債務者　株式会社タイシン商事
代表者代表取締役　清村　高憲
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛田　育彦
4　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８号

山口県宇部市恩田町５丁目５番８号
債務者　増本薬品株式会社
代表者代表取締役　増本　　一
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大崎　　真
4　破産債権の届出期間　平成27年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２７５号

神戸市西区伊川谷町有瀬238番地の９
債務者　株式会社アサヒテクノ
代表者代表取締役　青野　好志
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　破産債権の届出期間　平成27年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１号

兵庫県神崎郡福崎町福田370番地２
債務者　有限会社サンセイ
代表者代表取締役　三森　顕真
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２０号

山形県酒田市相生町２丁目１番２号
債務者　渡辺くみ子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月27日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第４３９号

横浜市港南区日野４丁目１番32―601号
債務者　増山美穂子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　美樹
4　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１号

高知市一宮中町２丁目14番16号
債務者　田所　武範
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　破産債権の届出期間　平成27年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
高知地方裁判所破産係